

大垣市空家等管理活用支援法人募集要領

1 目 的

この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）として指定する法人の募集に関し必要事項を定めるものとする。

2 概 要

(1) 指定期間

指定日から3年間

※指定期間は、申請により継続することができる。

(2) 業務内容

法第24条第1項第1号に定める業務（空き家相談業務など）

3 応募資格

この募集に申請できる者は、大垣市空家等管理活用支援法人の指定等に関する規則（以下「規則」という。）第3条各号の規定をすべて満たす者とする。

4 募集期間

随時

5 申請方法

申請する者は、空家等管理活用支援法人指定申請書（第1号様式）に次の書類を添えて市に提出すること。

	提出書類	備考
1	定款	
2	登記事項証明書	
3	役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類	写し可
4	法人の組織及び沿革を記載した書類並びに事務分担を記載した書類	
5	前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表	
6	当該事業年度の事業計画書及び収支予算書	
7	空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書類	
8	法第24条に規定する支援法人の業務に関する計画書	
9	国税及び市税の納付に係る証明書	
10	支援法人の業務に関し参考となる書類として市長が必要と認めるもの	

6 指定の決定

提出書類を次の審査基準に照らし、支援法人の指定を決定する。

原則として書面による審査を予定しているが、対面による審査を実施する場合は後日通知する。

活動目的	・ 法第 24 条第 1 項第 1 号の業務を行う計画を有する法人であること。 ・ 空家等の管理及び活用等を図ることを活動目的としていること。
活動実績	・ 過去に、空家等の管理及び活用等を目的とした活動実績があること、又は、類似した活動実績があること。
組織形態・ 運営体制	・ 必要な経費を賄うことが出来る経理的基礎を有していること、又は、必要な経費を賄うために、大垣市以外が所管する公共団体の補助金や民間資金を活用する計画があること。 ・ 関係する行政機関や民間団体等とすでに連携して活動を行っていること、又は、今後行うことができると確認できること。

7 留意事項

申請にあたっては、法及び規則を参照すること。

支援法人として指定されたことによる業務委託料等は発生せず、法人として有している経理的基礎や国または地方公共団体からの補助金及び民間資金を活用し事業を実施すること。

8 遵守事項

従業員を雇用する際は、労働基準法等の法令等を遵守し業務に当たらせること。

9 提出方法

住宅課に持参又は郵送にて提出すること。ただし、申請をしようとする者は、提出する前に住宅課担当者と事前協議を行うこと。

10 問い合わせ先

大垣市都市計画部住宅課企画グループ

大垣市丸の内 2 丁目 29 番地

電話：0584-47-8184（直通）

FAX：0584-81-4869